

平成 27 年 6 月 26 日

高知県議会議長 三 石 文 隆 様

高知県議会総務委員会委員長 池 脇 純 一

印

総 務 委 員 会 報 告 書

平成 27 年 2 月定例会及び 5 月臨時会において当委員会が付託を受けた事件について、  
審査又は調査した経過を次のとおり報告します。

委員会の活動状況

年 月 日	審 査 又 は 調 査 事 項	備 考
27. 3. 19	県庁本庁舎等に使用された免震材料の大臣 認定不適合について	
自 27. 5. 19 至 27. 5. 21	本庁の業務概要について	
27. 5. 25	出先機関等の業務概要について	高知・土佐方面
27. 5. 27	〃	高知・いの・佐川方面
27. 5. 28	〃	香南・香美・高知方面
27. 6. 1	〃	高知・檜原・津野方面
27. 6. 2	〃	田野・安芸方面
自 27 .6. 4 至 27. 6. 5	〃	幡 多 方 面
27. 6. 8	〃	高 知 方 面
27. 6. 9	〃	安芸・南国・高知方面
27. 6. 12	〃	土佐・須崎方面

以上、報告の詳細については、委員会記録又は調査出張報告書を参照してください。

平成 27 年 6 月 26 日

高知県議会議長 三 石 文 隆 様

高知県議会危機管理文化厚生委員会委員長 依 光 晃一郎

印

危 機 管 理 文 化 厚 生 委 員 会 報 告 書

平成 27 年 5 月臨時会において当委員会が付託を受けた事件について、審査又は調査した経過を次のとおり報告します。

委員会の活動状況

年 月 日	審 査 又 は 調 査 事 項	備 考
自 27. 5. 19 至 27. 5. 21	本庁の業務概要について	
27. 5. 27	出先機関等の業務概要について	高 知 方 面
27. 5. 28	〃	安芸・南国方面
27. 6. 1	〃	南国・高知方面
27. 6. 2	〃	高 知 方 面
自 27. 6. 4 至 27. 6. 5	〃	幡 多 方 面
27. 6. 8	〃	南国・香美・高知方面
27. 6. 9	〃	いの・佐川・高知方面
27. 6. 12	〃	須崎・高知方面

以上、報告の詳細については、委員会記録又は調査出張報告書を参照してください。

平成 27 年 6 月 26 日

高知県議会議長 三 石 文 隆 様

高知県議会商工農林水産委員会委員長 弘 田 兼 一

印

商 工 農 林 水 産 委 員 会 報 告 書

平成 27 年 5 月臨時会において当委員会が付託を受けた事件について、審査又は調査した経過を次のとおり報告します。

委員会の活動状況

年 月 日	審 査 又 は 調 査 事 項	備 考
自 27. 5. 19 至 27. 5. 21	本庁の業務概要について	
27. 5. 25	出先機関等の業務概要について	高 知 方 面
27. 5. 27	〃	高知・土佐市・いの方面
27. 5. 28	〃	安芸・室戸方面
27. 6. 1	〃	香 美 方 面
27. 6. 2	〃	須崎・四万十町方面
自 27. 6. 4 至 27. 6. 5	〃	幡 多 方 面
27. 6. 9	〃	南国・嶺北方面
27. 6. 12	〃	高知・いの・日高・佐川・仁淀方面
27. 6. 15	〃	嶺 北 方 面

以上、報告の詳細については、委員会記録又は調査出張報告書を参照してください。

平成 27 年 6 月 26 日

高知県議会議長 三 石 文 隆 様

高知県議会産業振興土木委員会委員長 坂 本 孝 幸

印

産 業 振 興 土 木 委 員 会 報 告 書

平成 27 年 5 月臨時会において当委員会が付託を受けた事件について、審査又は調査した経過を次のとおり報告します。

委員会の活動状況

年 月 日	審 査 又 は 調 査 事 項	備 考
自 27. 5. 19 至 27. 5. 21	本庁の業務概要について	
27. 5. 27	出先機関等の業務概要について	南 国 方 面
27. 5. 28	〃	嶺 北 方 面
27. 6. 1	〃	須 崎 ・ 四 万 十 町 方 面
27. 6. 2	〃	いの ・ 越 知 方 面
自 27. 6. 4 至 27. 6. 5	〃	幡 多 方 面
27. 6. 9	〃	高 知 ( 国 等 ) 方 面
27. 6. 10	〃	安 芸 方 面
27. 6. 12	〃	室 戸 方 面

以上、報告の詳細については、委員会記録又は調査出張報告書を参照してください。

平成 27 年 6 月 26 日

高知県議会議長 三 石 文 隆 様

高知県議会議会運営委員会委員長 武 石 利 彦

印

議 会 運 営 委 員 会 報 告 書

平成 27 年 5 月臨時会において当委員会が付託を受けた事件について、審査又は調査した経過を次のとおり報告します。

委員会の活動状況

年 月 日	審 査 又 は 調 査 事 項	備 考
27. 6. 22	(1) 6 月定例会の日程及び運営について (2) 議員派遣について (3) 避難訓練について (4) その他	

以上、報告の詳細については、委員会記録又は調査出張報告書を参照してください。

## 意見書に関する結果について (平成27年2月定例会における議決に関するもの)

### 1 米軍機の低空飛行訓練の中止を求める意見書

高知県内における平成25年から現在までの米軍機の低空飛行訓練の状況は下記のとおりである。今年は昨年より飛行回数等が多い状況であり、今後とも動向を注視していく必要がある。

県では、これまでも米軍機による低空飛行訓練の中止を要請しているが、米軍機による騒音の実態を客観的に把握するため、平成25年6月にオレンジルート上の市町村に騒音測定器を設置し、各市町村から米軍機の日撃報告があった際には、その都度、住民生活への影響の実態とあわせて騒音測定値を報告し、中国四国防衛局を通じて米軍に確認をしている。

山間部を多く抱える本県では、県民の命を守ることを目的とした防災・救急救命活動における消防防災ヘリやドクターヘリの活用が不可欠であり、航行の安全性を確保するためにも米軍機の飛行に関する情報は大変重要であると考えており、機会を捉えて、訓練実施前に飛行ルートに関する情報の提供を求めていく。

また、現在、ヘリポートの整備を促進しており、米軍にヘリポートの位置情報を提供することで、危険を回避する努力をしていく。

今後とも米軍機の飛行訓練の動向を注視し、県民生活に大きな支障があるような訓練が繰り返される場合には、改めて国に対して米軍に訓練中止を要請するよう求めていく。

（月別の飛行回数、機数、100デジベル超件数について（平成27年6月4日時点））

平成25年度 飛行回数86回、120機、100デジベル超1件

平成26年度 飛行回数36回、62機、100デジベル超11件

平成27年度 飛行回数41回、67機、100デジベル超9件

※「100デジベル超件数」については、騒音測定器の設置（平成25年6月）以後の該当件数を記載。

### 2 いわゆるヘイトスピーチ（憎悪表現）に反対し、根絶を求める意見書

政府は、ヘイトスピーチに対し、現行法を適切に適用して対処していくとともに、啓発活動や教育を通じて社会全体の人権意識を高め差別の解消につなげていくことが重要であるとし、立法措置については、各党における検討や国民的な議論の深まりを踏まえて考えていきたいとしている。（平成27年2月23日第189回国会予算委員会における総理大臣答弁）

こうした中、平成27年5月22日、民主党、社民党、無所属の議員を共同提案者として、第189回国会（参議院）に、ヘイトスピーチを規制する「人種等を理由とする差別の撤廃のための施策の推進に関する法律案」が提出された。

この法案は、人種等を理由とする差別の撤廃が重要な課題であることに鑑み、日本国憲法及びあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の理念に基づき、人種等を理由とする差別の禁止等の基本原則を定めるとともに、人種等を理

由とする差別の防止に関し国及び地方公共団体の責務、基本的施策その他の基本となる事項を定めることにより、人種等を理由とする差別の撤廃のための施策を総合的かつ一体的に推進することを目的としている。

その中で、人種等を理由とする不当な差別的行為により、他人の権利や利益を侵害してはならないと明記され、侮辱、嫌がらせその他の差別的言動をすることを禁止する内容となっているが、刑事罰規定はない。

また、実態調査等のための「人権等差別防止政策審議会」を政府に義務づけ、国及び地方自治体に差別防止策の実施を求めている。

なお、6月22日の時点では、参議院において法案は審議されていない。

### 3 JAグループの自己改革を尊重した農協改革を求める意見書

政府は、4月3日に農協法改正法案を国会に提出した。

林農林水産大臣は、同日の記者会見において、准組合員の事業利用規制のあり方について、「法施行後5年を経過するまでの間、正・准組合員の事業の利用状況並びに農協等の改革の実施状況調査を行い、検討を加えて結論を得る」という改正法案のとおり進めることを述べた。

民主党は、5月13日に「地域のための農協を法的に位置づけること」などを内容とする独自の農協法改正法案を国会に提出した。

農協法改正法案は、5月14日に衆議院本会議で審議入りした。

安倍首相は、農協法改正の狙いについて、「意欲ある担い手と地域農協が力を合わせ、自由な経済活動を行うことにより、農業者の所得向上に全力投球できるようにしていく」と説明した。

同法案は、5月21日、衆議院農林水産委員会で本格的に審議が始まり、5月27日及び6月16日に参考人質疑が行われた。また、6月8日に石川県及び山梨県で地方公聴会が開かれた。

主な論点は農協の事業運営原則の改正案（第7条 農業者所得増大を最重点化する内容）についてであり、「職能組合の色合いを必要以上に強め、准組合員の事業利用制限の引き金になる懸念もある」として修正を求める野党側に対し、政府は否定的な考えを示している。

（同委員会での採決は、6月25日以降になる見通し（国会は会期延長が検討されている。））

引き続き、法案の審議状況及び結果の動向について注意が必要である。

### 4 TPP交渉における国会決議の遵守を求める意見書

4月28日に日米首脳会談が、5月中下旬には首席交渉官会合（5/16～27）が開催された。しかしながら、交渉進展の鍵を握るとされる米国のTPA（貿易促進権限）法案は米国議会で成立しておらず、直ちに閣僚会合が開催される状況にはなっていない。

TPA法案については、5月22日に米国議会上院本会議において、TPA法案と雇用支援の関連法案をセットで可決したが、6月12日の下院本会議においては、TPA法案は可決したものの、雇用支援の関連法案は否決された。

6月16日には、関連法案の下院本会議での再採決を見送り、最長で7月30日まで

審議できるようにする手続きを議決したが、6月18日に、TPA法案を雇用支援の関連法案と分離し、単独で可決した。

上院では、TPA法案と雇用支援の関連法案をセットで可決しているため、今後、改めてTPA単独法案を可決する必要がある。

TPA法案が成立すれば、大筋合意に向けてTPP交渉が大きく進むものと考えられることから、農産物関税の取り扱いなども含め、協議の動向に引き続き注意が必要である。



高知県議会議長 三石 文隆 様

高知県知事 尾崎 正直

印

議案の提出について

平成 27 年 6 月高知県議会定例会に、次に記載する議案を別紙のとおり提出します。

- 第 1 号 平成 27 年度高知県一般会計補正予算
- 第 2 号 高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例議案
- 第 3 号 高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例議案
- 第 4 号 高知県個人情報保護条例及び高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第 5 号 地方自治法第 203 条の 2 に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 6 号 職員の再任用に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第 7 号 高知県税条例の一部を改正する条例議案
- 第 8 号 過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 9 号 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 10 号 高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例の一部を改正する条例議案
- 第 11 号 高知県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案
- 第 12 号 高知県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第 13 号 高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第 14 号 高知県が当事者である和解に関する議案
- 第 15 号 県が行う土木その他の建設事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
- 第 16 号 保健衛生総合庁舎改築主体工事請負契約の締結に関する議案

- 第 17 号 高知県立室戸広域公園屋内運動施設建築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第 18 号 高知県公立大学法人に係る中期目標の一部変更に関する議案
- 報第 1 号 平成 27 年度高知県病院事業会計補正予算の専決処分報告
- 報第 2 号 損害賠償の額の決定の専決処分報告
- 報第 3 号 損害賠償の額の決定の専決処分報告

27高 人 職 第 87号  
平成27年 6 月 29日

高知県議会議長 三石 文隆 様

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

印

地方公務員法第5条第2項の規定に基づく意見について（回答）

平成27年6月26日付け27高議議第81号で意見を求められました下記の条例議案につきましては、法律の改正に伴うものであり、適当であると判断します。

記

第6号 職員の再任用に関する条例等の一部を改正する条例議案（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正に係る部分を除く。）

# 議 案 付 託 表

(総務委員会)

事件の番号	件 名	審査結果	備 考
第 1 号	平成27年度高知県一般会計補正予算（総務委員会が所管する部分。）		
第 3 号	高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例議案		
第 4 号	高知県個人情報保護条例及び高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例議案		
第 5 号	地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 6 号	職員の再任用に関する条例等の一部を改正する条例議案		
第 7 号	高知県条例の一部を改正する条例議案		
第 8 号	過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 9 号	半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 13 号	高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案		
第 14 号	高知県が当事者である和解に関する議案		

(危機管理文化厚生委員会)

事件の番号	件名	審査結果	備考
第 1 号	平成27年度高知県一般会計補正予算（危機管理文化厚生委員会が所管する部分。）		
第 2 号	高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例議案		
第 10 号	高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例の一部を改正する条例議案		
第 11 号	高知県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案		
第 12 号	高知県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案		
第 16 号	保健衛生総合庁舎改築主体工事請負契約の締結に関する議案		
第 18 号	高知県公立大学法人に係る中期目標の一部変更に関する議案		
報第 1 号	平成27年度高知県病院事業会計補正予算の専決処分報告		
報第 2 号	損害賠償の額の決定の専決処分報告		
報第 3 号	損害賠償の額の決定の専決処分報告		

(商工農林水産委員会)

事件の番号	件	名	審査結果	備考
第 1 号	平成27年度高知県一般会計補正予算（商工農林水産委員会が所管する部分。）			
第 15 号	県が行う土木その他の建設事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案			

(産業振興土木委員会)

事件の番号	件	名	審査結果	備考
第 1 号	平成27年度高知県一般会計補正予算（産業振興土木委員会が所管する部分。）			
第 17 号	高知県立室戸広域公園屋内運動施設建築主体工事請負契約の締結に関する議案			

27 高財政第 103 号  
平成 27 年 7 月 10 日

高知県議会議長 三石 文隆 様

高知県知事 尾崎 正直

印

議案の追加提出について

平成 27 年 6 月高知県議会定例会に、次に記載する議案を別紙のとおり追加提出します。

第 19 号 高知県収用委員会の委員の任命についての同意議案



議発第1号

議案の提出について

平成27年6月高知県議会定例会に、議員を派遣することについて議会の決定を求める議案を別紙のとおり提出します。

平成27年7月10日

高知県議会議長 三石文隆様

提出者 高知県議会議員 武石利彦

同 高橋 徹

同 横山 文人

同 明神 健夫

同 梶原 大介

同 桑名 龍吾

同 土森 正典

同 池脇 純一

同 坂本 茂雄

同 米田 稔

## 別紙

### 議員を派遣することについて議会の決定を求める議案

次のとおり議員を派遣することについて、高知県議会会議規則（昭和54年4月1日制定）第126条の規定により、議会の決定を求める。

#### 1 新任議員研修会への派遣

- (1) 目的 新たに議員となった者を中心として、地方議会の基礎的な制度と運営について学ぶとともに、地方行財政を取り巻く諸課題など議員の職務遂行に必要な共通知識を深めることを目的とする。
- (2) 派遣場所 東京都
- (3) 派遣日 平成27年8月20日
- (4) 派遣議員 上田貢太郎議員、今城誠司議員、久保博道議員、田中徹議員、土居央議員、浜田豪太議員、横山文人議員、石井孝議員、大野辰哉議員、橋本敏男議員、前田強議員、下村勝幸議員、野町雅樹議員の13名とし、欠員が生じた場合は、議長が別に指名することができる。

#### 2 計画の変更

派遣議員の事故、派遣先の都合や交通事情等により計画の変更を要する場合、その決定は議長が行う。

議発第2号

意見書議案の提出について

平成27年6月高知県議会定例会に「地方財政の充実・強化を求める意見書」議案を別紙のとおり提出します。

平成27年7月10日

高知県議会議長 三石文隆様

提出者	高知県議会議員	池脇純一
	同	西内健
	同	今城誠司
	同	田中徹
	同	梶原大介
	同	石井孝
	同	上田周五
	同	下村勝幸
	同	中根佐知

## 地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体は、子育て支援、医療・介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定など、新たな政策課題に直面している。一方、地方公務員を初め、人材が減少する中で、新たなニーズへの対応が困難となっており、公共サービスを担う人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要がある。

しかし、経済財政諮問会議においては、2020年のプライマリーバランスの黒字化を図るため、歳出削減に向けた議論が進められている。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面を確保するのが財政の役割である。しかし、財政再建目標を達成するためだけに、不可欠なサービスを削減すると、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことが懸念される。

よって、国におかれては、2016年度の政府予算、地方財政の検討に当たっては、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立を目指すため、次の事項の実現を求める。

- 1 社会保障、被災地復興、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 子ども・子育て新制度、地域医療構想の策定、地域包括ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保と地方財政措置を的確に行うこと。
- 3 復興交付金、震災復興特別交付税などの復興に係る財源措置については、集中復興期間終了後の2016年度以降も継続すること。  
また、2015年度の国勢調査を踏まえ、人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を検討すること。
- 4 自動車取得税の廃止など各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保を初め、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。  
また、償却資産に係る固定資産税やゴルフ場利用税については、市町村の財政運営に不可欠な税であるため、現行制度を堅持すること。
- 5 地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」及び「まち・ひと・しごと創生事業費」については、自治体の財政運営に不可欠な事業費となって

いることから、現行水準を確保すること。

また、これらの事業費について、臨時・一時的なものから恒久的なものへと転換を図ること。

- 6 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 三 石 文 隆

内閣総理大臣  
財 務 大 臣  
総 務 大 臣  
厚生労働大臣  
内閣官房長官

} 様

議発第3号

意見書議案の提出について

平成27年6月高知県議会定例会に「国民主権・国家主権を侵害するTPP交渉からの即時撤退を求める意見書」議案を別紙のとおり提出します。

平成27年7月10日

高知県議会議長 三石文隆様

提出者	高知県議会議員	塚地佐智
	同	中根佐知
	同	吉良富彦
	同	米田稔

## 国民主権・国家主権を侵害するTPP交渉からの 即時撤退を求める意見書

米議会で、大統領に通商交渉権限を与えるTPPA法案が可決したことから、TPP妥結に向けた動きが一気に加速するとみられている。

TPPは、これまでの関税を主とした貿易ルールの違い、国民の命や健康、環境あるいは地域や産業・社会を守るために設けられた制度、基準などを「非関税障壁」として否定し、多国籍企業の自由経済活動を推進することに、その本質がある。それは、「自国のことは自分たちで決める」という国民主権と国家主権の否定である。

TPPへの参加の影響が懸念される範囲は、食料自給率の低下、農業や畜産業など日本の食生活を支える産業の衰退、食の安全・安心の仕組みへの影響、混合診療の解禁による保険外診療の拡大、公的医療保険の給付範囲の縮小、地域医療の崩壊、外国人労働者がふえることによる日本人の雇用喪失、地域経済を支えてきた中小企業への打撃など多岐にわたっている。

とりわけTPPに含まれるとみられているISD条項は、外国投資家が受け入れ国政府のTPP違反行為によって損害をこうむった場合、国際仲裁機関に訴えることができる仕組みである。訴えられた政府はその裁定に服することが義務づけられており、自国の司法抜きに莫大な賠償金を税金で手当てさせられるという、国家主権を放棄させられる内容である。

ISD条項の利用は国際的に拡大している。ISD条項のクレームは、2012年だけで58件となっている。米国企業が建設しようとした有害廃棄物の処理施設の建設申請を却下したことで、メキシコ政府を訴えて1,560万ドルの賠償金を獲得した事例。最近でも米国系ファンド会社が、株式譲渡の許可をおくらせたことで韓国政府へ約1,820億円の損害賠償請求を起こした事例など多数に上っている。

そうした重大な内容を含むTPP交渉であるが、秘密保持契約に基づく秘密交渉は、主権者である国民が主権を行使する上で不可欠な「知る権利」も侵害している。

TPPの利益を手にするのは一部多国籍企業であり、国民は命と健康、暮らしを脅かされ、それを守る国内法の制定さえ不可能となるなど憲法違反、亡国の協定であり、米国内でも同様の懸念が広がっている。高知県と県民が取り組んでいる産業振興、健康長寿県づくりの努力を根底から台なしにしてしまうものである。

既に、日豪EPA合意を上回る緩和や米の別枠輸入など、米、牛肉など農産品の重要5項目の「聖域化」を求めた国会決議が守られないことは明白であり、


交渉から撤退することが国会決議を守る唯一の方法である。

よって、国におかれては、T P P交渉から即時撤退することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 三 石 文 隆

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
外務大臣  
厚生労働大臣  
農林水産大臣  
経済産業大臣  
内閣官房長官



様



議発第4号

意見書議案の提出について

平成27年6月高知県議会定例会に「TPP交渉における国会決議の遵守を求める意見書」議案を別紙のとおり提出します。

平成27年7月10日

高知県議会議長 三石文隆様

提出者	高知県議会議員	桑名龍吾
	同	浜田英宏
	同	梶原大介

## TPP交渉における国会決議の遵守を求める意見書

TPP（環太平洋連携協定）交渉については交渉参加国の間にまだ隔たりの大きい分野があるとされるものの、交渉進展の鍵を握るとされてきた米国のTPPA（貿易促進権限）法案が難航の末、両院で可決後6月29日のオバマ大統領の署名を経て成立したことから、大筋合意に向けて交渉が一気に加速していくことが想定される。

今後の先行きは依然として不透明な点も多いが、交渉妥結を目指した主席交渉官会合や閣僚会合が7月にも開催される方向との報道もあり、極めて重要な局面を迎えている。

我が国ではTPPに関して、平成25年4月の衆参農林水産委員会において、「米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物などの農林水産物の重要品目について、引き続き再生産可能となるよう除外又は再協議の対象とすること」、「交渉により収集した情報については、国民への十分な情報提供を行い、幅広い国民的議論を行うよう措置すること」などとする決議を行っている。

一方で、国民への十分な情報提供や国民的議論もないまま、1月下旬以降、米や牛肉・豚肉など、農林水産物の重要品目に関する特別輸入枠の新設や関税引き下げ等の具体的なマスコミ報道が相次ぎ、農業などの生産現場や高知県を初めとする地方の国民の間には、不安の声も広がっている。

よって、国におかれては、重要5品目を守り、国民に十分な情報提供を行うとした国会決議を遵守するとともに、食の安全やISD条項など、国民の暮らしや命にかかわる重要課題について、国民に不安を招くことのないよう、毅然とした交渉姿勢を貫き通すよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 三石文隆

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
外務大臣  
農林水産大臣  
経済産業大臣  
内閣官房長官  
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

様

議発第5号

意見書議案の提出について

平成27年6月高知県議会定例会に「安全保障法制関連二法案」の撤回を求める意見書」議案を別紙のとおり提出します。

平成27年7月10日

高知県議会議長 三石文隆様

提出者	高知県議会議員	中内桂郎
	同	石井孝
	同	大野辰哉
	同	橋本敏男
	同	前田強
	同	高橋徹
	同	上田周五
	同	坂本茂雄
	同	塚地佐智
	同	中根佐知
	同	吉良富彦
	同	米田稔

## 「安全保障法制関連二法案」の撤回を求める意見書

政府は、集団的自衛権の行使を容認する法制度として、自衛隊法など10本の現行法の改正を一括した「平和安全法制整備法案」と、新たに、戦争をしている他国の軍隊を協力支援する海外派兵恒久法である「国際平和支援法案」を今国会に上程している。

しかし、これらの新たな安全保障法制は、武力行使新三要件の「密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」に当たると、時の政権が判断すれば、自衛隊は他国防衛のために、海外で武力行使ができるようになるという際限のない武力行使・戦争への道を開くものであり、明らかに憲法に違反するものである。

安倍首相は4月29日の米議会演説で、「この夏までに成就させる」と、成立時期を言明するなど、国会に提出してもいない時点で法案の成立時期に言及するなど、国民主権を踏みにじり、「国権の最高機関」たる国会の審議を軽視し、憲法に基づく政治、立憲主義の意義をないがしろにした「成立ありき」の国会運営に終始するという暴挙を繰り返している。

政府は、長年にわたって「憲法9条下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべき」として、集団的自衛権の行使や他国軍との一体化を憲法違反としてきた。今回の二法案は、平和憲法下の我が国の基本政策を転換し、戦争を放棄した平和国家日本のあり方を、一内閣の憲法解釈をもって根本から変えるものであり、国家権力の濫用を抑える立憲主義に反しており、民主主義を根底から覆すものとして到底許すことはできない。

これまで、憲法審査会では、出席を求められた3人全ての憲法学者が憲法違反と述べ、高知で開催された地方公聴会でも6人の意見陳述人の大半が憲法違反であると訴え、「安保関連法案に反対し、その速やかな廃案を求める憲法研究者の声明」には234名が賛同し、各種の世論調査でも「反対」、「今国会で成立させる必要はない」の声は多数を占めており、国民の理解と納得が得られていないもとで採決を強行することは、断じて許されないことを厳しく指摘しておく。

よって、国におかれては、多数の民意に従い、憲法違反の安全保障法制関連二法案は速やかに撤回することを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県義会議長 三 石 文 隆

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
外務大臣  
防衛大臣

} 様

議発第6号

意見書議案の提出について

平成27年6月高知県議会定例会に「言論弾圧を許さず、厳正な対応を求める意見書」議案を別紙のとおり提出します。

平成27年7月10日

高知県議会議長 三石文隆様

提出者	高知県議会議員	塚地佐智
	同	中根佐知
	同	吉良富彦
	同	米田稔

## 言論弾圧を許さず、厳正な対応を求める意見書

6月25日、自民党の若手議員らが開いた会合で、出席者や元NHK経営委員の百田尚樹氏から「マスコミを懲らしめる」、「沖縄2紙を潰せ」など、言論弾圧をあおる暴言が相次いだことに、「思い上がりに怒りを覚える」（朝日新聞）、「気に入らない言論を強権で押し潰そうとする姿勢」（沖縄タイムス）、「メディアへの弾圧であり、報道の自由への侵害だ」（日本新聞労働組合連合）など、厳しい批判の声が上がっている。

これらの発言は、言論の自由に対する乱暴きわまる挑戦であり、また、沖縄県民に対する許しがたい侮辱であり、決して曖昧にできない大問題である。

安倍首相は、遺憾の意を示したが、発言があったのは「党の正式な会合ではない」と無関係を装い、国民への謝罪も行っていない。

しかし、同会合は、加藤勝信官房副長官や萩生田光一総裁特別補佐ら政権中枢のメンバーが出席しており、講師の百田氏は、政府の推薦により、今年2月までNHKの経営委員を務めてきた人物であり、これらの点で政府自身の責任が厳しく問われている。

表現や言論、報道の自由は、民主主義社会の根幹をなす。権力による言論統制や言論弾圧が日本を破滅的な戦争へと導いたことは、忘れてはならない歴史の教訓である。

同問題を決して曖昧にせず、政府として事実関係の調査と公表、責任の明確化と謝罪、処分など厳正な対応を行うことで、言論の自由を守る重要性を示すとともに、政治への信頼を取り戻すことに政府、国会が責任ある対応を行うことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 三石文隆

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣

} 様



平成27年 7月10日

高知県議会議長 三 石 文 隆 様

高知県議会 総務委員会委員長	池 脇 純 一	印
同 危機管理文化厚生委員会委員長	依 光 晃一郎	印
同 商工農林水産委員会委員長	弘 田 兼 一	印
同 産業振興土木委員会委員長	坂 本 孝 幸	印
同 議会運営委員会委員長	武 石 利 彦	印

#### 継 続 審 査 調 査 の 申 出 書

当委員会は、閉会中もなお次の事件について、継続して審査並びに調査を要するものと決定したから、高知県議会会議規則第73条の規定により申し出ます。

#### 記

#### 総 務 委 員 会

- 1 県行政の企画調整に関する事。
- 2 県の総合開発に関する事。
- 3 広報に関する事。
- 4 行財政運営に関する事。
- 5 職員の人事、研修、福利厚生等に関する事。
- 6 市町村その他公共団体の行政一般に関する事。
- 7 統計に関する事。
- 8 県の財産に関する事。
- 9 学校教育及び社会教育に関する事。
- 10 体育・スポーツの振興に関する事。
- 11 文化財の保護に関する事。
- 12 公共の安全と秩序の維持に関する事。
- 13 出納に関する事。

#### 危機管理文化厚生委員会

- 1 防災その他危機管理に関すること。
- 2 健康及び保健衛生に関すること。
- 3 社会福祉に関すること。
- 4 社会保障に関すること。
- 5 文化振興に関すること。
- 6 国際交流に関すること。
- 7 消費者保護、交通安全その他の県民生活の安定に関すること。
- 8 公立大学法人及び私立学校に関すること。
- 9 人権に関すること。
- 10 情報化の推進に関すること。
- 11 電気事業及び工業用水道事業に関すること。
- 12 病院事業の運営に関すること。

#### 商工農林水産委員会

- 1 商業に関すること。
- 2 工鉱業に関すること。
- 3 計量に関すること。
- 4 労働に関すること。
- 5 科学技術の振興に関すること。
- 6 農業に関すること。
- 7 森林及び林業に関すること。
- 8 自然環境の保全に関すること。
- 9 環境衛生に関すること。
- 10 公害の防止に関すること。
- 11 海洋及び水産業に関すること。
- 12 主要食糧の需給調整に関すること。

#### 産業振興土木委員会

- 1 産業振興計画に関すること。
- 2 地域振興に関すること。
- 3 公共交通に関すること。
- 4 観光に関すること。
- 5 道路及び河川に関すること。
- 6 都市計画に関すること。
- 7 住宅及び建築に関すること。
- 8 港湾その他土木に関すること。

#### 議会運営委員会

- 1 議会の運営に関すること。
- 2 次期議会の会期、日程等に関すること。
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関すること。
- 4 議長の諮問に関すること。

委員会審査結果一覧表

議案関係

事件の番号	件名	名	所管委員会	審査結果	備考
第1号	平成27年度高知県一般会計補正予算		総務委員会	原案可決	全会一致
第2号	高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例議案		危機管理文化厚生委員会	"	"
第5号	地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例議案		危機管理文化厚生委員会	"	"
第6号	職員の再任用に関する条例等の一部を改正する条例議案		総務委員会	"	"
第8号	過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例議案		総務委員会	"	"
第9号	半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例議案		総務委員会	"	"
第10号	高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例の一部を改正する条例議案		危機管理文化厚生委員会	"	"
第11号	高知県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案		危機管理文化厚生委員会	"	"
第12号	高知県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案		危機管理文化厚生委員会	"	"
第13号	高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案		総務委員会	"	"
第14号	高知県が当事者である和解に関する議案		総務委員会	"	"
第15号	県が行う土木その他の建設事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案		危機管理文化厚生委員会	"	"
第16号	保健衛生総合庁舎改築主体工事請負契約の締結に関する議案		危機管理文化厚生委員会	"	"
第17号	高知県立室戸広域公園屋内運動施設建築主体工事請負契約の締結に関する議案		危機管理文化厚生委員会	"	"
第18号	高知県公立大学法人に係る中期目標の一部変更に関する議案		危機管理文化厚生委員会	"	"
第3号	高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例議案		総務委員会	原案可決	賛成多数
第4号	高知県個人情報保護条例及び高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例議案		総務委員会	原案可決	賛成多数
第7号	高知県税条例の一部を改正する条例議案		総務委員会	原案可決	賛成多数

報第1号	平成27年度高知県病院事業会計補正予算の専決処分報告	危機管理文化厚生委員会	承 認	全会一致
報第2号	損害賠償の額の決定の専決処分報告	危機管理文化厚生委員会	”	”
報第3号	損害賠償の額の決定の専決処分報告	危機管理文化厚生委員会	”	”

平成27年6月高知県議会定例会議決一覧表

議案関係

事件の 番号	件名	議決結果	議決 年月日
第1号	平成27年度高知県一般会計補正予算	原案可決	27. 7. 10
第2号	高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例議案	〃	〃
第3号	高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第4号	高知県個人情報保護条例及び高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第5号	地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第6号	職員の再任用に関する条例等の一部を改正する条例議案	〃	〃
第7号	高知県税条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第8号	過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第9号	半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第10号	高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第11号	高知県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第12号	高知県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第13号	高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第14号	高知県が当事者である和解に関する議案	〃	〃
第15号	県が行う土木その他の建設事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案	〃	〃
第16号	保健衛生総合庁舎改築主体工事請負契約の締結に関する議案	〃	〃
第17号	高知県立室戸広域公園屋内運動施設建築主体工事請負契約の締結に関する議案	〃	〃
第18号	高知県公立大学法人に係る中期目標の一部変更に関する議案	〃	〃
第19号	高知県収用委員会の委員の任命についての同意議案	同意	〃
報第1号	平成27年度高知県病院事業会計補正予算の専決処分報告	承認	〃
報第2号	損害賠償の額の決定の専決処分報告	〃	〃
報第3号	損害賠償の額の決定の専決処分報告	〃	〃
議発 第1号	議員を派遣することについて議会の決定を求める議案	原案可決	〃
議発 第2号	地方財政の充実・強化を求める意見書議案	〃	〃
議発 第3号	国民主権・国家主権を侵害するTPP交渉からの即時撤退を求める意見書議案	否決	〃
議発 第4号	TPP交渉における国会決議の遵守を求める意見書議案	原案可決	〃
議発 第5号	「安全保障法制関連二法案」の撤回を求める意見書議案	否決	〃
議発 第6号	言論弾圧を許さず、厳正な対応を求める意見書議案	〃	〃

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長           三 石   文 隆

副 議 長       西 森   雅 和

議 員           上 田   貢太郎

議 員           依 光   晃一郎

議 員           大 野   辰 哉